

防災実務に係る交流及び協力の強化に関する
公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の覚書

公益財団法人交流協会（以下「交流協会」という。）と亜東関係協会（以下「双方」という。）は、1972年12月26日に作成された「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第3項（7）及び2010年4月30日に作成された「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の2010年における日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」第1項に関連し、次の事項を共に実施し、また、これらにつき、必要な関係当局の同意が得られるよう、相互に協力することで一致した。

（防災管理に係る経験の交流）

一． 双方は、防災管理能力の強化が必要であるとの共通の認識の下、自然災害の予防・減災、応急対応、復旧・復興等の分野における経験を相互に共有するよう努める。

（相互支援の強化）

二． 双方は、日台間の防災実務に係る交流の強化が図られることを歓迎し、交流協会は内閣府政策統括官（防災担当）、亜東関係協会は行政院災害防救弁公室に対して、それぞれ協力を要請する。

（災害対策に関する情報・知見等の共有）

三． 双方は、大規模な自然災害が発生した際の関連情報について、事後的に他方の要請に応じて提供及び共有し、また、防災全般における最新の取組や優良事例を共有し、技術交流及び技術協力を推進する。

(毎年の日台間における防災に係る意見交換の開催)

四. 双方は、原則として毎年交互に防災に関する様々なテーマを取り扱う意見交換等を開催するとともに、必要に応じて、専門家の交流を実施する。

五. この覚書は、2015年11月26日に開始するものとし、いずれか一方の協会がこの覚書を終了させる意思を他方の協会に通告する場合には、当該他方の協会がその通告を受領した日の後90日目に終了するものとする。

この覚書は日本語及び中国語により各二部作成され、双方の代表者が、2015年11月26日、東京において、これに署名した。

公益財団法人交流協会会長

大橋 光夫

亜東関係協会会長

李 嘉進